

桜花台園 特別養護老人ホームの利用料金表

表1: 日額・月額の利用料(利用者負担が第4段階の方の平均額)

(ア)この表は「1. ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)」で利用料金を計算しております。
「2. 看護体制加算(Ⅰ)」「3. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)」「4. 栄養マネジメント加算」が含まれています。
(イ)保険対象外の食費・居住費は自費です。ただし、負担限度額の認定を受けておられる方は、食費・居住費の金額は異なります。※表2・3をご参照下さい。
(ウ)理美容代、写真代、手芸材料代などの日常生活品費は、実費を利用料金としてお支払いいただきます。

介護保険の対象となるサービスの費用(費用の1割を利用者が負担)					
ユニット型地域密着型 1 介護福祉施設 サービス費	介護度1 669単位 6,690円	介護度2 740単位 7,400円	介護度3 810単位 8,100円	介護度4 881単位 8,810円	介護度5 941単位 9,410円
2 看護体制加算(Ⅰ)	12単位…120円/日				
3 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	46単位…460円/日				
4 栄養マネジメント加算	14単位…140円/日				
5 療養食加算	23単位…230円/日(療養食が必要な場合のみ)				
6 初期加算	30単位…300円/日(入所日から、又は30日超える入院後30日以内)				
7 介護保険対象の利用料 上記1+2+3+4合計額の1割	741円	812円	882円	953円	1,013円
介護保険の対象外となるサービスの費用(全額利用者の自費負担)					
8 食費	1,380円(1日あたり)				
9 居住費	1,970円(1日あたり)				
10 その他日常生活品等	実費相当額				
11 家電持ち込み使用料金	50円(1台につき1日あたり)				
12 利用料の合計(日額) 上記7+8+9	4,091円	4,162円	4,232円	4,303円	4,363円
13 利用料の合計(月額) 上記12×30日	122,730円	124,860円	126,960円	129,090円	130,890円

表2: 利用者負担限度額の認定を受けられることができる条件

負担の区分	対象者	
第1段階の方	本人および世帯全員が 住民税の非課税扱いの方	老齢福祉年金の受給者の方
第2段階の方		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方
第3段階の方		上記の第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方)

表3: 利用者負担限度額の認定を受けている方の宿泊費と食費

負担の区分	居住費(日額)	食費(日額)	居住費と食費の合計(月額)
第1段階の方	820円	300円	33,600円
第2段階の方	820円	390円	36,300円
第3段階の方	1,640円	650円	68,700円

表4: 高額介護サービス費支給申請の条件

利用者負担段階区分	一般世帯	住民税世帯非課税であって、 右記に該当しない方	住民税世帯非課税であって、 年金等の収入が80万円以下の方
上限額(世帯合計)	37,200円	24,600円	15,000円

同月に利用したサービス費の1割負担の合計額(同じ世帯内の複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えた場合には、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

桜花台園 小規模多機能の利用料金表

表1: 要介護状態の方の介護保険対象となる利用料金(費用の1割利用者負担)

(ア)この表は「1. 小規模多機能型居宅介護費」で利用料金を計算しております。
 (イ)保険対象外の食費・居住費は自費です。利用毎の利用料金を設定しています。おむつ代、複写物代、その他日常生活品などは、実費を利用料金としてご請求させていただきます。※表3をご参照下さい。

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1 小規模多機能型居宅介護費	11,430単位 114,300円	16,325単位 163,250円	23,286単位 232,860円	25,597単位 255,970円	28,120単位 281,200円
2 看護職員配置加算(Ⅰ)	900単位…7,000円/月				
3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	500単位…5,000円/月(介護福祉士配置加算)				
4 認知症加算(Ⅰ)	800単位…8,000円/月(対象利用者のみ加算)				
5 認知症加算(Ⅱ)	500単位…5,000円/月(対象利用者のみ加算)				
6 初期加算	30単位…300円/日(登録日から、又は30日超える入院後30日以内)				
7 介護保険対象の利用料 上記1+2+3の1割	12,830円	17,725円	24,686円	26,997円	29,520円

表2: 要支援1・2の方の介護保険対象となる利用料金(費用の1割利用者負担)

(ア)この表は「1. 介護予防小規模多機能型居宅介護費」で利用料金を計算しております。
 (イ)保険対象外の食費・居住費は自費です。利用毎の利用料金を設定しています。おむつ代、複写物代、その他日常生活品などは、実費を利用料金としてご請求させていただきます。※表3をご参照下さい。

	要支援1	要支援2
1 介護予防小規模多機能型居宅介護費	44,690円(4,469単位)	79,950円(7,995単位)
2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	500単位…5,000円/月	
3 初期加算	30単位…300円/日(登録日から、又は30日超える入院後30日以内)	
4 介護保険対象の利用料 上記1+2の1割	4,969円	8,495円

表3: 介護保険の対象外となるサービスの費用(全額利用者の実費負担分)

1 食費(朝食)	380円(1食あたり)
1 〃(昼食)	500円(1食あたり)
1 〃(夕食)	500円(1食あたり)
2 宿泊費	契約時の宿泊: 1,970円(1泊あたり) 契約以外の緊急宿泊: 3,000円(1泊あたり)
3 実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費(送迎が必要な場合のみ)	実施地域: 久留米市の青峰, 高良内, 上津, 南, 御井, 東国分の各校区 1回につき片道250円
4 おむつ代	テープ付: 1枚あたり100円, 尿取りパット: 1枚あたり30円
5 複写物の交付	1枚あたり10円
6 家電持込使用料	50円(1台につき1日あたり)
7 その他日常生活品等	実費相当額(ご自分でお持ちになられる場合は不要です)
8 教養娯楽費	1月につき1,000円

桜花台園ショートステイの利用料金表

表1: 要介護状態の方の主な利用料金

(ア)この表は「1. 併設ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)」で利用料金を計算しております。
送迎加算・療養食加算以外の「2. 看護体制加算(Ⅰ)」「3. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)」が含まれています。
(イ)保険対象外の食費・居住費は自費です。利用毎の利用料金を設定しています。テキスト代、写真代、手芸材料代などは、その都度の実費を利用料金としてお支払いいただきます。

介護保険の対象となるサービスの費用(費用の1割を利用者が負担)					
併設ユニット型	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1 短期入所生活介護費	721単位 7,210円	792単位 7,920円	862単位 8,620円	933単位 9,330円	993単位 9,930円
2 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位…180円/日				
3 送迎加算	184単位…1,840円/片道(送迎が必要な場合のみ)				
4 療養食加算	23単位…230円/日(療養食が必要な場合のみ)				
5 介護保険対象の利用料 上記1+2合計額の1割	739円	810円	880円	951円	1,011円
介護保険の対象外となるサービスの費用(全額利用者の自費負担)					
食費(朝食)	380円(1食あたり)				
6 〃(昼食)	500円(1食あたり)				
〃(夕食)	500円(1食あたり)				
7 居住費	1,970円(1日あたり)				
8 送迎の費用 (送迎が必要な場合のみ)	実施地域: 久留米市及び広川町の区域 実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに50円				
9 その他日常生活品等	実費相当額(ご自分でお持ちになられる場合は不要です)				
10 家電持込使用料	50円(1台につき1日あたり)				

注意! 別表: 負担限度額の認定を受けている方の宿泊費と食費は、次の表の通り日額で定められています。

負担の区分	宿泊費(負担限度額認定者)	食費(負担限度額認定者)
第1段階の方	820円(日額)	300円(日額)
第2段階の方	820円(日額)	390円(日額)
第3段階の方	1,640円(日額)	650円(日額)

表2: 要支援1・2の方の主な利用料金

(ア)この表は「1. 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)」で利用料金を計算しております。
送迎加算・療養食加算以外の「3. 管理栄養士配置加算」が含まれています。
(イ)保険対象外の食費・居住費は自費です。利用毎の利用料金を設定しています。テキスト代、写真代、手芸材料代などは、その都度の実費を利用料金としてお支払いいただきます。

	要支援1	要支援2
1 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	5,400円(540単位)	6,710円(671単位)
2 送迎加算	184単位…1,840円/片道(送迎が必要な場合のみ)	
3 療養食加算	23単位…230円/日(療養食が必要な場合のみ)	
4 介護保険対象の利用料 上記1の1割	540円	671円

注意! 介護保険の対象外となるサービスの費用(全額利用者の自費負担)については、上記の表1(6.7.8.9.10)の通りです。負担限度額の認定を受けておられる方の食費と宿泊費は上記の別表の通りです。